

## 【緊急！】消費者トラブル注意報 第122号

## 子どもの高額なオンラインゲーム課金にご注意ください！

子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという保護者からの相談が、熊本県消費生活センターに寄せられています。

冬休みを前に、家庭でオンラインゲームのルールをよく話し合しましょう。

## ■ 相談事例

【事例1】Wi-Fi環境下で使えるスマホ端末を幼児期の子どもに与えて無料のゲームをさせていた。今月のキャリア決済の請求が高額なので調べてみたところ、子どもが課金していることが分かった。端末のロック解除や課金時の認証をどのようにクリアしたのか分からない。約5万円請求されているが、どうしたらよいか。

【事例2】私のクレジットカードの利用履歴を確認していたところ、中学生の子どもが自身のスマートフォンでオンラインゲームに約100万円課金していたことが判明した。私のスマートフォンを操作し、私名義のクレジットカードから子どものスマートフォンのキャッシュレス決済のアカウントに送金して決済しているようだ。

## ■ 消費者へのアドバイス

○インターネットを利用する場合のルールを家庭で話し合しましょう。

○子どもにスマホを使わせる場合、次の点に注意しましょう。

- ① 保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウントは必ずログオフしましょう。
- ② 保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して保護者が管理しましょう。この機能で課金を承認制に設定できます。
- ③ 子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は忘れずに削除してください。
- ④ キャリア決済は必要に応じ上限額を低く設定しましょう。子ども用のスマホを契約する際は特に注意が必要です。
- ⑤ 日頃から決済完了メールや明細を確認しましょう。

ペアレンタルコントロールについて、熊本県社会教育課の『「親の学び」オンデマンド講座』でも紹介しています



■ 熊本県消費生活センター 096-383-0999 (受付時間：平日 9時～17時)

■ すこやか子育て電話相談 096-383-6636 (受付時間：平日 17時～21時 土曜 13時～17時)

## 【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・山本  
電話：096-333-2308 内線：35841・35848